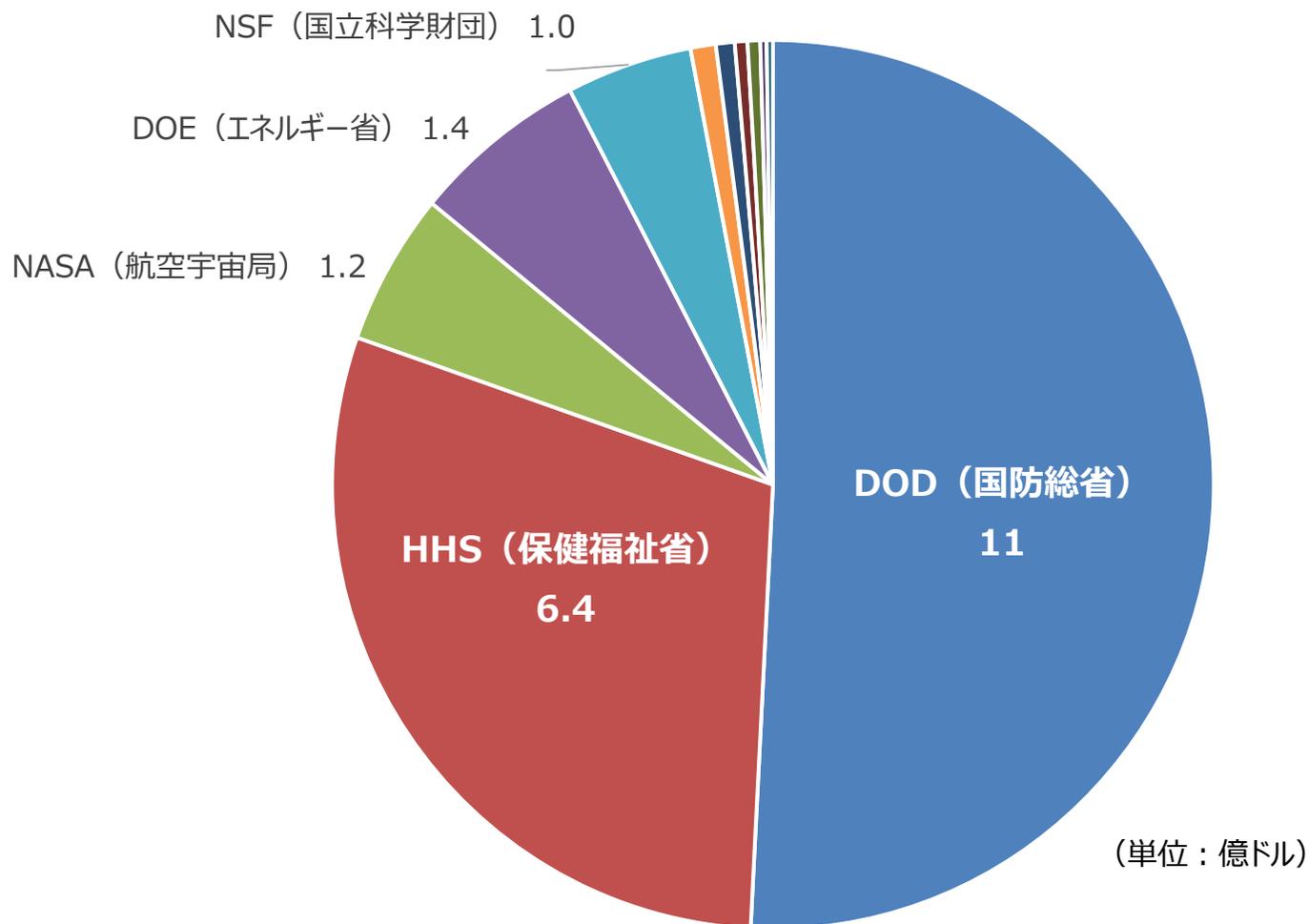


○SBIR予算の大部分を国防総省と保健福祉省が占める。



○各省庁が設定する研究開発課題に対し、段階的競争選抜方式にて研究開発支援を実施。

- Phase I
    - Feasibility Study, Proof of Concept
    - \$150k Max, for 6 Months
  - Phase II
    - Full Research and Development Effort
    - \$1 Mill Max, for 12 Months
  - Phase III
    - Commercialization Stage
    - Seek External Funding [No Use of SBIR funds]
      - Non-SBIR federal funding, OR
      - Private sources
- 

- フェーズ1: 半年間に最大150,000ドルを提供。実現の可能性を高める**フィージビリティ研究**を実施。SBIRの各フェーズでは厳しい審査が行われており、例えば2010年の実績では、フェーズ1では全提案のうち**約17%しか採用**されていない。
- フェーズ2: **フェーズ1を突破した事業**に対して、1年間に最大1,000,000ドルを提供。**試作品開発を行う実用化研究**を実施。
- フェーズ3: SBIRからの資金拠出はなく、**政府による調達または民間ベンチャーキャピタルからの外部資金獲得などにより商業化を推進**。米国中小企業庁(SBA)は、SBIR採択企業情報を民間ベンチャーキャピタルに提供し、マッチングを促進。

○日本のSBIR制度の概要は以下の通り。米国の制度とは性格が異なる。

中小企業技術革新制度(SBIR制度)は、中小企業の新技術を利用した事業活動を支援するため、関係省庁が連携して、中小企業による研究開発とその成果の事業化を一貫して支援する制度である。

本制度は「新事業創出促進法」に基づき、1999年度に創設された。その後2005年4月に行われた法改正により、根拠規定は「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に移行されている。参加省庁は、7省及び政令で指定されている特定独立行政法人である。

日本のSBIR 制度においては、参加各省庁が実施している研究開発のための補助金・委託費等のうち、本制度の基本方針に照らし適切なものを、制度対象の補助金等(特定補助金等)として指定している。特定補助金等の指定に当たり、中小企業者等に支出する可能性のあるものを幅広く指定しており、専ら中小企業者向けではないものも含まれる。加えて、各特定補助金等の制度設計、研究開発課題設定は、SBIR 制度の趣旨よりも各特定補助金等の趣旨に基づき、実施されている。米国、英国では、SBIR を念頭に、参加省庁がSBIR プログラム、研究開発課題を設定している。

○日本のSBIRの支出目標額の約8割を経済産業省が占める。  
 また、支出実績見込額は支出目標額を約100億円下回る。

平成25年度当初予算における国等の特定補助金等の  
 中小企業・小規模事業者等への支出目標・実績見込額

各省名	支出目標額	支出実績見込額	▲差異
経済産業省	367	282	85
文部科学省	42	40	1
農林水産省	19	10	10
総務省	12	11	2
環境省	7	6	2
国土交通省	4	4	0
厚生労働省	4	4	0
合計	455	356	99

(単位：億円)

